

2/17月～
3/16月

税の申告

令和元年分の確定申告と
令和2年度市・県民税の申告相談・受付

日時 2月17日～3月16日 受付時間 午前9時～午後4時
※土・日曜日および休日は除く。

場所 名張市役所1階大会議室 課税室 ☎ 63-7429
ゆめドームうえの(伊賀市ゆめが丘) 上野税務署 ☎ 21-0950

※上野税務署では申告会場を設けていません。

確定申告期限：所得税および復興特別所得税、贈与税 3月16日 消費税および地方消費税 3月31日

所得 税

上野税務署 ☎ 21-0950

確定申告が
必要な人

所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える場合で、その超える額に対する税額が、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた住宅借入金特別控除額の合計額を超える人は、原則として確定申告をしなければなりません。
給与所得者は、①給与の収入金額が2,000万円を超える②給与を1箇所から受け、その給与の全部について源泉徴収される人で給与所得及び退職所得以外の所得金額が20万円を超えるなどの場合も確定申告が必要です。

申告すれば
所得税が戻って
くる人

給与所得者は、主に次のような場合に還付申告ができます。
▼年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額を納め過ぎの人
▼一定の要件を満たしたマイホームを取得または、改修して住宅ローンがある人
▼多額の医療費を支出した人

還付申告の場合は、振込先の口座(本人名義)が分かるものをご持参ください。

◎確定申告の問い合わせ専用ダイヤル「確定申告電話相談センター」[3月16日月まで]
⇒上野税務署(☎21-0950)に電話をかけて、番号「0」を選択してください。

◎申告書がスマートフォンで作成できます!
(www.nta.go.jp)

国税庁HPの確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に従って入力するだけで、パソコンで申告書の作成やe-Taxによる送信(提出)ができます。
また、マイナンバーカードとマイナンバーカード対応スマートフォンをお持ちの場合、スマートフォンから所得税の申告書をe-Taxで送信(提出)できます。

■送信方法やエラー解消などでお困りのときは…
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
(☎0570-01-5901)

■マイナンバーカードに関するお問い合わせ…
マイナンバー総合フリーダイヤル
(☎0120-95-0178)

市民 税 ・ 県 民 税

課税室 ☎ 63-7429

市・県民税
申告が必要
な人

2月7日金ごろ
申告書送付予定

◎令和2年1月1日現在、市内在住で、所得税の確定申告をする必要のない人のうち次に該当する人

- ・給与所得以外の合計所得金額が20万円以下の人(農業所得など)
- ・公的年金などの収入金額が400万円以下であり、それ以外の所得金額が20万円以下で確定申告をする必要のない人
- ・事業所得や不動産所得などがあり市・県民税のみ課税になる人

※市民税・県民税の申告義務がない人でも、所得証明などの各種証明や国民健康保険税などの算定を行うのに必要な場合があります。◎詳しくは、問い合わせ先へ

申告の持ち物

- 市役所や税務署から届いた申告書や案内はがき
- 印鑑・筆記用具
- 源泉徴収票
- 申告者本人のマイナンバーカードもしくは、通知カードと本人確認書類
- 社会保険料控除を受ける場合
…支払った金額が分かる書類
- 生命保険料控除や地震保険料控除を受ける場合
…保険料の控除証明書

- 医療費控除を受ける場合
…医療費控除の明細書(事前に作成してください)
- 住宅ローン控除を受ける場合
…売買契約書のコピー、登記事項証明書、借入金の年末残高証明書など
- 寄附金控除を受ける場合
…寄附した領収証
- その他、受けようとする控除の必要書類または証明書類

ふるさと納税寄附金控除の適用について

ふるさと納税をした際に、ワンストップ特例制度を選択した人は確定申告が不要となります。
ただし、医療費控除や住宅借入金等特別控除等を追加で受ける、その他の所得の追加申告を行うなどの場合にはワンストップ特例は無効となります。その際は、必ずふるさと納税の領収証を全て持参した上でふるさと納税も併せて申告し、控除を受けるようにしてください。

特定配当所得・特定株式等譲渡所得の申告は3月16日まで

下記に該当する場合の申告は3月16日まで(納税通知書が送達されるまでの申告でも可)。
●所得の申告(配当割・株式譲渡所得割)
●所得税と住民税で異なる課税の方法の選択
◎詳しくは、市役所1階15番窓口、市民税担当へお問い合わせください。

課税室(市民税担当) ☎ 63-7429

事業用の土地・建物をお持ちの人へ

物件ごとの固定資産税は次の計算式で概算できます。
(その物件の「課税標準額」)×0.017(税率)
=概算の固定資産額
※「課税標準額」は、納税通知書の課税明細に記載しています。
◎詳しくは、市役所1階14番窓口、固定資産税担当へお問い合わせください。

課税室(資産税担当) ☎ 63-7437

国税庁ホームページでは、税金に関するよくある質問の回答をご覧いただけます。「タックスアンサー」で検索ください。

申告期間中のお願い

申告期間中は来場者が集中し、待ち時間が非常に長くなる場合があります。時間にゆとりをもってご来場ください。また、申告期間前の窓口での市・県民税申告相談は窓口混雑緩和のためお控えください。ご協力をよろしくお願いいたします。